

経緯

- 米国が主導し、2022年5月のバイデン大統領訪日時の首脳級会合においてIPEFの立ち上げを発表。
- 2022年9月のIPEF閣僚級会合(於:ロサンゼルス)においてIPEFの4つの分野のうち「サプライチェーン」の分野について交渉を開始。
- 2023年5月のIPEF閣僚級会合(於:デトロイト)において実質妥結を発表(IPEFで初の具体的成果)。
- 2023年11月のIPEF閣僚級会合(於:サンフランシスコ)において署名式を実施。
- 2024年2月24日に発効。

【交渉参加国:米、日、豪、NZ、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ブルネイ、インド及びフィジーの14か国。】

意義

- 成長が著しいインド太平洋地域において、有志国との平時・緊急時のサプライチェーンを強靭化し、我が国産業の国際競争力を向上。
- サプライチェーンの途絶時における具体的な連携手続を規定する初の多数国間協定。

概要

主に以下の事項について規定している。

- ✓ サプライチェーンの強化のための協力及び各国の行動並びに規制の透明性の促進
- ✓ サプライチェーンにおける労働者の役割の強化
- ✓ IPEFサプライチェーン協定に関する機関(IPEFサプライチェーン理事会、IPEFサプライチェーン危機対応ネットワーク、IPEF労働者権利諮問委員会等)の設置
- ✓ 個別の施設における労働者の権利との抵触への対処
- ✓ 重要分野・重要物品の特定
- ✓ サプライチェーンのせい弱性に対する監視及び対処
- ✓ サプライチェーンの途絶への対応

IPEFサプライチェーン協定における主な規定の概要

IPEFサプライチェーン理事会及び各国による重要分野又は重要物品の特定

- 潜在的な不足の影響や単一の供給者に対する依存の程度等を考慮の上、各国が自国的重要分野又は重要物品を特定。
- 3か国以上が通報した重要分野又は重要物品の強靭性と競争力を向上させるための勧告を提供する行動計画を策定。
- 行動計画には、供給源の多様化、物流上のボトルネックの緩和、連結性の強化、中小企業に重点を置いた事業取引のあっせんの加速化、共同研究開発の円滑化、貿易に対する障害の最小化又は除去等の勧告が含まれる。

IPEFサプライチェーン危機対応ネットワーク及びサプライチェーン途絶への対応

- サプライチェーンの途絶の際の緊急の連絡経路として機能するIPEFサプライチェーン危機対応ネットワークを設置。
- サプライチェーンの途絶時等には、本ネットワークの緊急会合(対面又はバーチャル方式)を要請可能。
- 会合の要請国は、途絶の影響や途絶の原因等の情報について、可能な限り速やかに共有する。
- 各国は、途絶への対処の経験等の共有、生産増大等の奨励、共同の調達及び提供の探求及び円滑化、代替輸送能力へのアクセスの円滑化及び特定等を含め、可能な範囲内で途絶に対する他国の対応を支援する。

IPEF労働者権利諮問委員会及び個別の施設における労働者の権利との抵触への対処

- 各国の政労使代表から成るIPEF労働者権利諮問委員会を設置。サプライチェーンに対する重大なリスクをもたらす労働者の権利に関する懸念を特定し、同リスクに対処するための勧告の策定や労働者の権利に関する報告書の作成・公表等を行う。
- 各国は、企業(従業員数20名以下を除く。)の施設であって他国の領域内に所在するものにおける労働者の権利との抵触に係る申立てを受領する仕組みを構築。申立てを受領した国(通報締約国)は、対象施設が所在する国(施設所在締約国)に通報を行い、通報を受領した施設所在締約国は、自国の法令に従い申立てを検討の上、検討結果を通報締約国に伝達。その後、通報締約国と施設所在締約国は申立ての解決に向けて対話を行う。
- 一定期間内に解決に達しない場合、諮問委員会の政府代表から成る小委員会は、一定の情報を公開するとともに(企業や個人を特定する情報は含まない)、解決に向けた取組の継続の奨励や悪影響に対処するための提案の策定等を行う。